

公益社団法人 日本オリエンティング協会  
危機管理・コンプライアンス委員会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、公益社団法人日本オリエンティング協会危機管理・コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という）と称し、公益社団法人日本オリエンティング協会（以下「本協会」という）が定める倫理規程第6条に基づき設置される。

(目的)

第2条 本委員会は、本協会がその目的を達成しまたは達成するための必要な事業を行う上で、国内外の法令や規則が遵守され健全かつ公正な運営が行われるよう啓発を行うとともに、事業によって生じる危機・リスクを適正に予防・解決すること目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 不測の事態や、事故、不祥事等に対して、当該事案の事実調査を行い、適正な対応を検討する。
- (2) 本協会の役員、委員、職員、会員代表者、指導者および競技者（以下「倫理規程対象者」という）に対して、倫理的事項、綱紀粛正、リスクとその対応に関する啓発を行う。
- (3) 本協会の理事会、他の委員会、事務局からの依頼に応じて適宜審議を行い、意見を具申する。
- (4) 倫理規程第7条第2項に基づき倫理委員会に参加する。

第2章 組織

(役員)

第4条 本委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上2名以内

(役員及び委員の選任)

第5条 委員長は、理事会の選任による。副委員長は、委員の互選による。

- 2 委員は、現任の委員、理事からの推薦により選出する。
- 3 委員の定数は、委員長、副委員長を含めて、4名以上とする。
- 4 委員の選任にあたっては、法律等に詳しい有識者を少なくとも1名登用することとする。
- 5 委員の選任にあたっては、女性を少なくとも1名登用することとする。

(役員等の職務)

第6条 委員長は、本委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときには代理する。
- 3 委員は、会務を審議する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員及び役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### 第3章 会議

#### (委員会)

- 第8条 本委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。
- 2 委員会は、毎年1回以上開催される。また委員長が必要と認めるとき、または理事会、他の委員会、事務局から依頼があった場合には委員長は臨時委員会を招集しなければならない。
  - 3 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
  - 4 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
    - (1) 不測の事態や、事故、不祥事等に対して、当該事案の事実調査を基に適正な具体的対応。
    - (2) 倫理規程対象者に対する倫理的事項、綱紀粛正、リスクとその対応に関する啓発の企画・実行。
    - (3) その他本委員会の開催及び運営に関すること。
  - 5 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。一堂に会しての会議が困難な場合は、オンライン会議や電子メールなどによる委員会の開催も認める。
  - 6 委員会として決議の必要な議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって表決し又は他の委員を代理として表決を委任することができる。
  - 8 本協会の監事および顧問は委員会に出席し意見を述べることができる。
  - 9 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
  - 10 委員長は、委員会開催後速やかに議事録を会長に提出しなければならない。

### 第4章 補則

- 第9条 本規程にない事項は、本協会の各種規程類を適用又は準用する。
- 2 本規程及び本協会の各種規程類にない事項で、本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会で別に定める。

#### (規程の改廃)

- 第10条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て行う。

### 付則

- 1 この規程は、令和3年12月5日から施行する。  
規程設立時委員：愛場庸雅、天野 仁、伊藤好信、大里真理子、村越 真
- 2 この規程は、令和6年5月18日に改訂し、施行する。